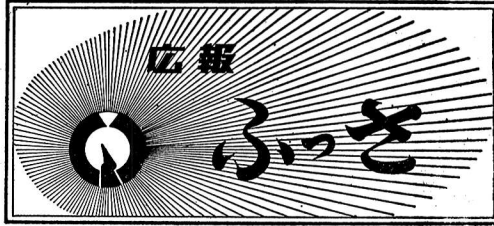


町の人口

昭和42年10月1日現在  
 住民登録人口35,864人

男	17,642人
女	18,222人
世帯数	10,459戸
(増)	412人
9月中	(減) 202人



1967.10.21.

No. 77

発行所 福生町役場  
 発行兼 調 査 室  
 編集人  
 電話51-1511・内線294



(写真は第二小学校運動会から)  
 翠川好道先生提供

### 騎 馬 戦

ピストルがなった。

ワアー たくましい身体が秋の日をいつぱいにあびて、元気にぶつかりあう。

激しい帽子のうばあい、勝利を願う応援団の興奮と歓声

この闘志、この伸びゆくすこやかな身体は、明日のよりよい社会を築く、たくましい力だ。

### 季節の話題

#### 読書週間

十月二十七日から十一月九日までの二週間は、読書週間です。もともこの運動は、大正十三年から昭和十四年まで「図書館週間」という形で行なわれてきました。戦争で一時中絶しましたが、昭和二十二年から「読書週間」として復活しました。

この運動は、読書推進協会が中心となって、全国的に行なわれておりますが、とくに文化の日の十一月三日には、全国各地でいろいろな行事が催されます。国民によい本、よい雑誌類を広め、読書の興味をさらに高めようというわけです。秋の夜長を利用して、じっくりよい本を読みましょう。

最近、どこの駅前にもスマーナ箱がおかれて、「家庭でどこにもみせたくない本は、この箱の中に入れてみましょう」といった趣旨のことを呼びかけているのを見かけます。福生町でもおこなっておりますが、わたくしたちも、この読書週間の意義をよく理解して、よい本を読む習慣をつけたいものです。また本をたいせつにし、せめてこの週間の一日は書だなの整理などに当たってほしいものです。





# 近代都市めざし

## 健康で住みよい町を

これからの町づくりを町長に聞く

地方財政再建促進特別措置法の準用が9月末日で解除になり、福生町も10月1日より新しい第一歩を踏みだしたわけですが、町として今後どのような歩みをすべきか町長の方針を聞いてみました。

地財法の準用が完了しましたが……

十一月一日から、わが福生町は自由と健全財政を得て、胸を張って将来の発展に対応すべき強固な基盤ができました。過去二ヶ年間の準用期間中は、議会はもちろん、町民各位のご協力と上級諸官庁のご指導、また町職員一同がよくこの事態を認識し、事務に当りましたことにより、まれにみる多くの事業を完遂し、しかも早期に再建計画を完了できましたことは町民のみならず共に喜びにたえません。

解除になりましたが、決して財政がより豊かになつたということではないと思ひますが、これからの町の歩み方について……

今後も自治法の中にありますが、より一層功をあげて、身をもって味った苦い経験を生かし、十分財政の収支を分析し、研究して、合理的

な中のある運用にあたりたいと思ひます。地方自治体の財政は全般的に年ごとに窮迫しています。当町も決して豊かではありませんので、健全財政の維持については、いままでも以上の心構えが必要で

どんな心構えで、対処してゆきますか

第一に信用ということですが、この際覚悟を新にして、勇氣と自信をもって、外に向つても身を修め、信義を重んじ、信用を第一と心がけてゆきたいと思ひます。第二に冗費の節減です。これは地財法準用時と同じ心がけてゆきたいと思ひます。第三に努力と情熱と不屈の精神です。事業は財政力と時間と努力とが、たがいにつみ重ねられて、はじめてできるものですが、努力は自己の情熱から生れてきます。第三に町民各位のご理解とご協力です。どんな事業を行なうにも町民各位のご協力が百万の力です。第四に町職員の能力の向上と執務の厳正です。職員は執務態度は町政を左右します。あくまでも親切をモットーとして指導に力をそそぎたいと思ひます。

今回の補正予算は自主

独立の第一歩の予算ですか

教育行政の強化に重点を置き、特にPTAの負担軽減、第一小及び第二中学校体育館建設、第五小学校の用地買取等で約八七、三〇万円、都市開発の促進等をはため、町道及び交通安全整備、町民プールの建設、東口開発準備費等で、二二、七〇万円を追加し、その他環境衛生、民生施設の充実にも力をいれました。

これからの町行政の基本的な方針はなんですか

あくまでも計画的、積極健全財政でも申しませうが、健全財政を守り、少額の自己財源で最大の効果をあげるよう努力したいと思ひます。また、自治体の正しい予算のあり方としては、建設行政のみにかたよることなく、一方には精神文化的な面にも十分予算を投入し、均衡をとることが正しいあり方と思ひますが、現在の段階ではまだまだ教育、土木、消防施設等どうしてもやらなければならない建設事業が山積しています。けれども昭和四十五年頃までには、一応義務的な建設事業もある程度完成できると思ひますので、今後は建設面ばかりでなく、文化的な方面にも極力努力して財源を投入

し、町民のみならずがより伸びやかに、より豊かな生活ができるよう努力したいと思ひます。

そうしますと、あと四五年すると、福生町もかなり整備されると思ひますが……

もちろん、町民のみならずのご協力を得ることが最大の力ですが、現在の見通しでは、その頃になりますと消防署も完備され主な町道はほとんど舗装されるでしょう。また、各小中学校には全部体育館も整備され、町民プールも完成します。さらに青少年から老人までの各層を対象とした図書館、福祉センター等を含めた会館も完備し、都立高校も開校されます。さらに下水路の幹線もできるでしょう。そして現在建設中の武蔵野台一帯の工業団地も活発に活動し、加美平にも人口が定着し、さらに躍進するために、下河原一帯の水田の開発も次期に進んでくるでせう。これは夢ではなく、四五年先の方が町の姿です。新生の第一歩を踏みだしたわが町は、将来へ夢をふくらませて、限りなく前進してゆきます。健康で住みよい町の建設のために、町民各位のより一層のご理解とご協力を切にお願いいたします。

# 財政再建完了報告書

昭和四十二年度決算をもって、約三千万円の赤字となり財政再建計画は完了し、これに伴い完了報告書を自治大臣へ提出いたしました。これには、これからの町の財政のあり方や、進むべき道が示されていますので、ここに内容のあらましをお知らせします。

## 今後の財政運営方針

福生町は、昭和四十二年度において、すべての赤字額を解消すべく、三〇、一七千円の赤字を残し、健全財政団体へ復帰した。しかし、このことが、直ちに行政の拡大を許すものだと考えるならば、この考え方は再び赤字団体転落へつながるものと考えなければならぬ。赤字団体からの脱皮とは、正常な自治体への復帰であり、健全な行政の運営が、ここから開始されるのだという重大な意味をよく考えなければならぬ。

今後はこの考え方を基本として、行政面における住民の要求に對して、現況の改善と、さらに進んで将来への発展を図るため、計画的な行政と共に、財政面にお

て、さらに一層の努力を重ね、少くとも現況以上の強力な財政構造を築き、積極的健全財政を確立することが、急務であり、最も重要な基本方針であると考えられる。

## 一、健全財政維持

- 1、経費の効率的な使用
  - (1) 総体的には財源の配分に留意し、また類似団体を参考に経費の調整をはかる
  - (2) 職員数、またその配置の適正化をはかり、いたすらに増員することのないようにする。
  - (3) 報酬、給与等については近隣市町村、類似団体等を参考のうえ、均衡を保つ。
  - (4) 建設費については、重点主義による計画をおこない、最小の経費で最大の効果を図る。
  - (5) その他の費用についても冗費の節減につとめる。
- 2、収入の確保
  - (1) 町税の適正な確保を行なうため、常に課税対象の把握につとめ、納期内納入を促進し、徴収の高速化を図る。滞納者についても徴収もれののないようにつとめる。
  - (2) 地方交付税については、その算定の基礎となる基準財政収入額等の資料に誤りのないようにつとめる。
  - (3) 手数料、使用料については

近隣町村、類似団体等の均衡をはかり、その徴収については、一〇〇%の徴収をはかる。貸付料等財産収入については、完全な収納をおこない、時価とのひずみのないようにする。

## 二、行政水準の維持向上に関する事項

- 1、将来おおむね三ヶ年にわたる主要建設事業をおこなう(下欄参照)
- 2、その他一般的行政水準向上に関する事項
  - (1) P.T.A.会費による公費負担を昭和四十二年から解消し、父兄の負担を軽減する
  - (2) 青少年の健全育成対策を強化する。
  - (3) 消防署を設置し、消防体制を強化する
  - (4) 小口事業資金貸付制度の充実をはかる。

## これからの事業

### 昭和四十二年下半期

- ▽ 第一小学校屋内体育館新築事業
- ▽ 第二小学校分校用地買収事業
- ▽ 町道舗装改良事業
- ▽ 町民プール建設第一期事業
- ▽ 昭和四十三年度
  - ▽ 第二小学校分校新築事業
  - ▽ 小学校屋内体育館新築事業(二校分)
  - ▽ 町道舗装改良事業
  - ▽ 交通安全事業(ガードレール、安全灯等の設置)
  - ▽ 町民プール建設第二期工事
  - ▽ 中部地区下水路整備事業
  - ▽ 福生駅東口区西整理事業
  - ▽ 貯水槽築造事業(三基)
  - ▽ 保育所防音改善
  - ▽ 福祉会館建設事業
  - ▽ 昭和四十四年度
    - ▽ 第二小学校分校増築事業(二学級分)
    - ▽ 第一小学校分校新築事業
    - ▽ 小学校体育館新築事業(二校分)
    - ▽ 町道舗装事業
    - ▽ 交通安全対策事業
    - ▽ 町民プール建設第二期事業
    - ▽ 下水路整備事業
    - ▽ 区西整理事業
    - ▽ 貯水槽築造事業
    - ▽ 消防署整備事業
    - ▽ 福祉会館建設事業

## 相談室のご利用を

- ▷ 国と関係のある機関の仕事の不満は行政相談へ 毎月第二火曜日 午後1時～3時
- ▷ 人権が侵害されたら人権相談へ 毎月第一水曜日 午前10時～午後3時
- ▷ 働きたい人、また働く人を求めている人は職業相談室へ 毎週金曜日 午後1時～4時  
いづれも福生町役場内住民相談室

ひとつぐらい捨てても  
かまわない？

秋の行楽シーズン  
これくらいなら………と  
みんながゴミを捨てたら  
すぐにゴミの山ができてしまいます。  
美しい名所をゴミクズの名所にしないように！





公費で負担すべき学校教育費の私費負担解消については、都内二十三区においては、すでに今年の四月から完全実施しておりは、都下市町村においては、制度上の違いが障害となっており、なお公費で負担すべき経費を私費に依存している実情です。しかし、このまゝの状態では、ますます義務教育の正常な発展に大きな障害となりま。そこで当町では、学校運営における公費で負担すべき経費の私費負担を解消するため、小学校費一、五六一十円、中学校費一、一六五十円を予算化し、かねてからの懸案であった私費負担の解消を十月から実施することになりました。

**父兄は、いままでどの位の金額を学校に納めていたか**

昭和四十二年度において、学校教育のため父兄が直接学校へ納めた金額は、PTA会費、学級費、生徒会費、図書館費、給食費、教材費、遠足費、夏季施設費、修学

**10月から学校教育費の私費負担を解消**

旅行費等、一人当り小学校で平均一〇、二〇七円、中学校では平均四、七五七円となっています。

このうち、当然公費でまかなうべき額と、私費でまかなうべきものとに分けてみますと、つぎのようになります。

区分	小学生	中学生	平均
公費で負担すべき額	三、一八〇円	一、八〇〇円	二、四九〇円
私費で負担すべき額	六、四七〇円	三、七五七円	五、一一三円
合計	九、六五〇円	五、五五七円	七、六〇三円

このうち、公費で負担すべき金額を、十月から町の予算でまかないます。

**公費、私費の負担区分の考え方**

今後、時代の推移に応じて、変更する必要がありますが、当分の

10月から学校教育費でいままで個人負担であったものうち、学校運営に必要であったものを町で負担する。これは義務教育の正常な発展をはかるため、また特別区との格差をなくす第一段階としておこなわれます。(写真は教材を買う新入生)

間は東京都教育委員会が定めた学校教育費の公費、私費の負担区分の考え方に準じて、その範囲を定めます。

**私費で負担すべきもの**

① 普通家庭にある品物、あるいは家庭になくても、家庭教育上必要な品物で、学習指導上必要な場合は、個人の所有物として、学校に持参し得るもの経費

例、ノート、鉛筆、はさみ、運動用被服、ハーモニカ、笛、辞典学用品類等

② 家庭にない品物等で、家庭教育上、特に必要というわけではないが、そのもの、またはその利益が個人に還元されるものについて、の経費

例、給食費、技術家庭、図工、美術科等の実習材料費、クラブ活動費、修学旅行費

公費で負担するもの  
右にかかげたもの以外は、すべて公費負担とします。

**これからの学校での徴収金はどうなるか**

今回の措置は、学校教育費をすべて公費でまかなうものではなく、たとえば、児童が同一の教材を購入したり、また共同で私費負担すべき場合は、「共同私費」として、使用目的を明らかにして、学校で徴収することもあります。

**これからの寄附受領の考え方とその取扱**

いままでは、父兄を主な会員とするPTA後援会、その他の団体から学校後援のための寄附が行なわれてきましたが、このため町立学校の教育水準を向上させた功績は、さわめて大きいものがあります。しかし、こうした慣習は、おうおうにして、強制にわたる懸念もあり、また、私費負担解消の基本的施策に反するので、福生四小の協賛会を最後に、この種の寄附は受領しないことにしました。ただし、特定人の善意の寄附はこの限りではありません。

**これからのPTAのあり方**

今回の私費負担解消により、いままでのPTAの学校に対する財政援助的な性格はなくなったわけですが、これからは、父母と教師の学習を通して、さらによりよき父母よりよき教師となるよう努力し、その成果を家庭教育、学校教育の上に役立てるとともに、この両者の協力によって、教育的な立場から地域社会の改善、こどもの校外生活の充実等、社会教育上の活動も活発に進めていかなければならぬでしょう。こうしたことは、いじめて本町のPTA活動が展開され、学校教育、家庭教育の向上が期待されると思います。

**青年のつどいにお集りください**

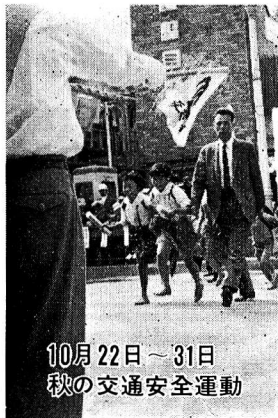
福生町の各種青年団体は、文化祭期間中につぎのように青年のつどいを開くことになりました。一人でも多くの青年が参加して、つどいを盛りあげてください。

- ▷音楽とフックダンスのタキョウチャンピオン  
11月4日(土) 午後5時—8時 於 第一中学校々庭
- ▷講演とシンポジウム(秋山ちえ子等予定)  
11月5日(日) 午後1時—8時 於 福生町自治会館  
なお、実行委員会から、詳しいプログラムを出す予定です。

**青少年の相談はここへ**

- 青少年のことで相談のある方はお気軽にご相談ください。
- ▷ 非行や不良行為(予防、更正)等 福生警察署 (0425-51-5001) か立川少年センターへ (0425-2-6938)
  - ▷ 問題児(身体、精神、家庭)の指導など児童福祉、福生町役場民生課 (51-1511) か立川児童相談所 (0425-2-2790)
  - ▷ 児童生徒の学習、性格、進路 各学校へ
  - ▷ 勤労青少年の学習、スポーツ、レクリエーション 福生町役場教育委員会へ

# どうしたら 交通事故が防げるか みんなで考えよう



10月22日～31日  
秋の交通安全運動

交通事故の発生はいぜんとしてあつたはず、増加の一途にあり福生町は、福生署管内でも最も多く事故がおきています。とくに幼児、学童の交通事故がめだつています。ことしの秋の交通安全運動は、十月二十二日から三十一日までの十日間、通学道路の安全確保を重点に、各種の催しがおこなわれています。いまや大きな社会問題となつて、交通安全対策を、この機会に、わたくしたちひとりひとりが、自分自身の問題として考え、実行していきたいと思つて、実施している主な催しがつぎのとおりおこなわれます。

治会館で午後七時三〇分からは交通安全パトロールの実施  
交通安全対策協議会、交通安全協議会、児童交通安全保護委員、PTAにより、通学路と子どもの遊び場を中心にパトロールし、児童の交通安全をはかる。

## 期間中の安全目標

### 運転者へ

▽ 交差点付近または横断歩道直前では徐行し、歩行者がある場合は必ず一時停止すると同時に後続車に合図し、歩行者を安全に横断させること。

▽ 踏切では、必ず一時停止し、安全を確かめから通行し、踏切内での変速はしないこと。

▽ きめられた最高速度をこえて、運転しないこと。

▽ 飲酒、無免許運転、無理な追越し、割り込み運転等の無謀な

▽ 交差点及び踏切りでは、必ず一時停止をし、安全を確かめ

### 歩行者へ

▽ 運転はしない。  
▽ 児童、幼児等がひとり歩きし停止するときは、徐行または一時停止して、その通行の安全をはかる。

▽ 近くに横断歩道があるときはまわり道でも必ずそこを渡ることに  
▽ 信号機のない横断歩道を渡るときは、車のとぎれをよく見て手や黄色の旗をあげて運転者によくわかるように合図し、車が止ってから渡ること。

▽ 車のすぐ前や後、また見とおしの悪いところでは絶対に横断しないこと。

### 児童のみなさんへ

▽ 自転車の正しい乗り方をする  
(1) 自転車は常に整備し、二人乗りや、並列進行や右側進行はしないこと。とくに最近ではスポーツ車が流行しているので、安全な正しい乗り方さらに身体にあった自転車に乗るようにする

(2) 合図をするときの他は、つねに両手で確実にハンドルを握り、手放し運転、片手運転はしないこと

(3) 必ず左端によって運転すること

(4) 交差点及び踏切りでは、必ず一時停止をし、安全を確かめ

てから通過する  
(5) 夜間使用する自転車には必ずライトをつける

### 町民のみなさんへ

▽ 運転する人に酒を出さないこと

▽ 運転者が酒を飲んだときは、絶対にハンドルを握らせない

▽ 老人や幼児に対しては、交通安全のためのしつけを徹底させる

▽ 幼児のひとり歩き、路上へのとび出しや遊びはさせないようにし、それらを見かけたときは、だれでも一声かけてやる

▽ 道路交通環境の整備改善  
(1) 車の所有者は必ず、保管場所を確保し、道路を車庫がわりにしたり、他の交通の妨害となるような駐車はしないこと

(2) 交通の妨害となるような樹木や、商品等は、取除くこと

### 近づいた秋の文化祭

さわやかな秋を彩って、福生町文化連盟主催の第十一回福生町文化祭が、つぎの日程で開催されます。この機会に日頃町内で行なわれている文化活動の一端を是非ご覧下さい。

▽ 福生町秋盛会(菊の展示)  
十一月二日、三日 午前九時～午後五時、於 福生町役場前

▽ 福生盆戯同好会  
十一月三日～五日 午前九時～午後五時、於 福生町役場前

▽ 酒井小柴人形教室、堂田編物教室  
十一月二日、三日 午前九時～午後五時、於 生活改善センター

▽ 福生茶友会(お茶の実演)  
十一月三日 午前十時  
於 生活改善センター

▽ 福生町文化財調査会(文化財展)  
十一月三日～五日 午前九時～午後五時、於 役場住民相談室

▽ 福生町三曲協会、あすなるコーラス  
十一月五日 午前十時～午後五時、於 武陽ホール

▽ 多摩吟社(俳句会)  
十一月十二日 午後一時 於 福生町自治会館

▽ 霧の音(俳句会)  
十一月十九日 午後一時～五時 於 生活改善センター

### 福生署管内交通事故 (42.1～8)

区分	福生町	瑞穂町	羽村町	秋多町
発生件数	377	139	90	68
死者数	3	2	2	3
重傷者数	33	22	6	7
軽傷者数	153	65	47	35
物事事故	188	50	35	23

# 十一月から住民登録制度が改正

## 転出するときは

### 転出届が必要

十一月十日から、住民登録のしくみが、つぎのとおり変わります

▽ 転出届が必要になります

今までは、お米の配給に関係するときだけ、転出証明をとり、きいていただいておりますが、これからは、よその区市町村に転出される時は、必ず前もって「転出届」をしていただきます

▽ 届けをする人がかわります

これまでの住民登録では、町役場に届けをする人は、原則として世帯主でしたが、これからは、原則として届出をすることが必要となつた「本人」になり、本人の都合がつかないときは「世帯主」が変わって届出をするということになります

### 引揚者に特別交付金を支給

終戦により外地から引揚げた方及びその遺族に、特別交付金が支給されます。該当者はつぎのとおりですから、民生課福祉係に請求手続をしてください

▽ 昭和20年8月15日まで、引続き一年以上内地へ引揚げた方

▽ 昭和42年7月31日以前に死亡した引揚者の遺族

▽ 引揚前死亡者の遺族

終戦まで引続き一年以上外地で生活し、終戦により引揚げること余儀なくされた後、外地で死亡した者

受付期間 昭和42年10月11日から昭和45年3月31日まで

戦没者の父母に特別給付金を支給

軍人、軍属、準軍属であったものが、昭和12年7月7日以後の負傷、疾病で戦没したため、子も孫

もなくなくなった父母、祖父母で、本年4月1日現在で、公務扶助料または遺族年金等を受ける権利のある方に額面十万円円の国債が交付されます。該当者は民生課福祉係へ請求手続をしてください

付金を改正

いままで、特別頑症から第五項症までの方に支給されていた戦傷病者等の妻に対する特別給付金が、第一款症までの方に額面十万円円の国債が支給されるようになりました。その他つぎの場合も対象になります

▽ 昭和38年4月1日現在、傷病恩給を受けてない方で、過去に一時金や遺族援護法の障害年金を受けたことのある方

▽ 遺族援護法の対象とされた満州軍属で障害一時金を受け、昭和38年4月1日現在、第一款症以上の障害があった方の妻

請求手続きは民生課福祉係へ

狭山火葬場組合の

霊柩車が運行開始

このたび、狭山火葬場組合では、霊柩車を購入し、運行開始いたしました。使用法はつぎのとおりです

▽ 申込場所 狭山火葬場 電話 (五七)〇〇六四

▽ 使用料金 火葬場からの距離により多少の差があり、往復のキロ数により計算されます

一〇キロ以上 一九〇〇円

一〇キロ以下 一キロごとに五〇円(特別の場合は料金を加算)

## 国民健康保険料はこうしてきめられます

4月から9月までは仮保険料を徴収

今まで前々年の所得により保険料を算出していましたが、これでは、所得に変化のあった人などには不合理なため、今年の4月から前年の所得にもとづいて算出することになりました。ただ3月は、みなさんが役場に所得申告をする時期で、すぐ4月から前年の所得による保険料がきめられませんが仮保険料を納めていただいたわけです

10月からは前年度所得で算出

最近では、病院にかかろう人が非常にふえて、町の病院に支払うお金も年々ふえています。この病院へ支払うお金を、前年度の支払状況を参考に、今年は何のくらいになるかまづきめます。昨年は6,294万円でしたが、今年は8,400万円が予定されています。このうち困からの補助金や町の一般会計からの繰入金を引きますと、みなさんには約3,900万円を

支払っていただくことになります。この3,900万円を支払っていただくには、被保険者の所得状況や固定資産税を調査して、それぞれ状況に応じた保険料を徴収するため、料率をきめて、計算がおこなわれるわけです。保険料は所得割、資産割、均等割、平等割の四方式により計算されます

所得割 昭和41年中の所得から基礎控除10万円(給与所得の場合は、その他給与所得の収入金額の $\frac{5}{100}$ を控除、2万円以上の場合には2万円を控除)を引いた額に $\frac{1.45}{100}$ を乗じて得た額

資産割 昭和42年度固定資産税(都市計画税を除く)に $\frac{34}{100}$ を乗じて得た額

均等割 1人当たり 1,410円

平等割 1世帯当たり 1,930円

これにより計算された保険料から今年の4月から9月までに納入した仮算定の保険料を差し引いたものを10月から3月までの6ヶ月間に納めていただきます

計算例

家族5人 所得額80万円 固定資産税1万円の場合

所得割	所得額	控除額
	800,000円	100,000円
控除後の額	所得割率	
700,000円	$\times \frac{1.45}{100}$	=10,150円
資産割	10,000円	$\times \frac{34}{100}$
		=3,400円
均等割	1人当たり	1,410円
平等割	1世帯当たり	1,930円
合計		22,530円

合計22,530円を4月から9月までに納入額(仮保険料8,000円)を差し引いた額を6ヶ月で除した額となります

22,530円-8,000円=14,530円

14,530円÷6ヶ月=2,420円

### 第二中学校・第一小学校

## 屋内運動場新築工事きまる

### ― 第三回定例議会 ―

第三回福生町議会定例会は、去る十月二日から九日まで八日間の会期をもって開催されました。会議は、小塚仁七議員ほか十名の一般質問からはじまり、提出議案七件を審議し原案どおり可決しました。また請願、一件を採択、陳情一件を不採択とし、非常勤講師に對する一時金支給に関する要望は、総務委員会に付託されました。主な内容はつぎのとおりです。

▽ 福生町国民健康保険条例の一部改正  
保険料の減額対象世帯の範囲拡大と保険料の延滞金の計算方法を改めるための改正

▽ 福生町手数料条例の一部を改正  
最近、住民票や土地台帳等の公簿を一回に多量に閲覧する者が増え、手数料の徴収に適正を欠くので、一種類閲覧ごとに一回四十円とした。(ただし、一時間を越えるごとに四十円を加算する)

▽ 昭和四十二年度福生町一般会計補正予算(第二号)  
P.T.Aの負担軽減、第一小及び第二中学校体育館建設、第五小の用地買取等約八七、三〇万円、その他建設関係二二、七〇万円追加

▽ 契約締結  
福生第二中学校屋内運動場新築工事

規模 鉄骨平家、七二〇平方メートル  
工事費 一九、一八万円  
工期 昭和四十二年十月三日から昭和四十三年二月二十八日  
工事請負業者 株式会社荻井組

▽ 福生第一小学校屋内運動場新築工事  
規模 鉄骨平家、六六七・二平方メートル

▽ 歩け歩け運動  
第3回目を11月26日(日)午前9時から生活改善センターでおこないます。

▽ フォークダンス教室  
毎月第2、第4金曜日、午後8時から生活改善センターでおこないます。

▽ 誰れでもできる体操教室  
毎月第3土曜日午後2時から福生町武道館で体操とフォークダンスをおこなっています。


### 秋の体育活動へ ご参加を

秋—スポーツの季節です。心身の健康は読書によって保たれ、体の健康はスポーツによって保たれます。この秋の活動は、つぎのとおりです。どうぞおかけください。

▽ 誰れでもできる体操教室  
毎月第3土曜日午後2時から福生町武道館で体操とフォークダンスをおこなっています。

▽ フォークダンス教室  
毎月第2、第4金曜日、午後8時から生活改善センターでおこないます。

▽ 歩け歩け運動  
第3回目を11月26日(日)午前9時から、役場前出発で行ないます。



工事費 一七、四五万円  
工期 昭和四十二年十月十日から昭和四十三年二月二十八日

工事請負業者 株式会社荻井組

### 請 願

▽ L.P.ガスタンド建設反対請願書  
総務委員会審査の結果採択

陳情二件  
L.P.自動車用ガスタンド建設反対に関する陳情書  
総務委員会審査の結果、不採択

▽ 非常勤講師に付する一時金支給に関する要望書  
総務委員会に付託

### 十一月十日に

### 自治功勞者を表彰

福生町表彰条例にもとづく、自治表彰及び一般表彰についての議案が可決され、十一月十日に、つぎの方々を表彰されることになりました。(敬称略)

▽ 自治表彰  
◇ 大久保一郎 岸 茂  
齋藤 博 笹本 益夫  
細洲 弘一  
村野 晋(以上前議員)  
山田 正礼(関係運営委員)

▽ 一般表彰  
◇ 社会福祉法人慈光会(福生町大字福生二〇九)  
十二年間、福生町における児童福祉行政に貢献  
◇ 田村半十郎(福生町大字福生六二六)  
牛浜駅前広場用地として七〇一・二九平方米を寄附

### 自衛隊と福生町消防団が合同訓練

去る9月17日午後1時から、福生町が豪雨におそわれたという想定のもとに、福生町消防団100名と陸上自衛隊第一普通科連隊104名の合同防災訓練がおこなわれました。自衛隊員たちは、土のうの積み方、人口呼吸、止血等の応急救護法やヘリコプターやレインジ隊によるロープ使用法など、日頃きたえたいことな難難作業を見せてくれました。福生町消防団も真険に訓練にとり組み、おしかけた多数の見物人も熱心に見つめていました。



### 今年も豊作、多摩川の水田



爽りの秋をむかえた多摩川沿いの水田地帯では、秋の日をあげていま早期米のとり入れが盛んにおこなわれ、稲束の山がつつぎと並んでいます。今年は福生地区の水田はうんかに悩まされましたが、その他は、水にも恵まれ、台風も来ず、まずまずの収穫で、平均反当り、300キロの収穫が予想されます。福生町の水田は全部で38町歩、179戸の人が耕作しており、米は25俵にすぎませんが、良質の米は、農家の米たちの自家用米として大切なものです。この稲束もやがてつつぎと運ばれ、一面切株がきれいに並ぶようになると、人影もなくなり、冷い北風が吹きはじめます。

# わたしの家庭 小中学生の作文から



福生町青少年問題協議会では、昨年八月から、明るく健康な家庭をつくるため、「家庭の日」の実施をすすめてきましたが、「家庭の日」をすすめる一環として、このたび家庭についての作文を募集いたしました。ここに応募作品の中からこどもたちの目を通して、家庭のあり方に参考となると思われる作品をご紹介します。

## 私の家庭

一 小六年 女子

私の家族は三人です。おとうさんは、よつせつの会社について、お母さんも働いています。私が学校から帰ってくる、だれもいないの、だから最初は、ひとりであるの、いやでして。でも今は、もう六年生です。だからこわくありません。それもお母さんがいるほうがいいと思います。友達の家に行くとき、おあさんがいます。そういう時はなんとなくうらやましくなります。ひとりです。い、いときもあります。いやな勉強の時など、少しあそびながらやってもいい人、少ないです。でもお父さんやお母さんが帰ってくる、少しあまたくなります。私は両親といっしょにどこかに行きたいと思っています。このごろは家族いっしょで、でかけません。そのわけは、

ユーモアのあることをいったりして家庭を明るくしてくれます。私はこんな家に生れてよかったと思います。

## 私の家庭

第二中学校二年 女子

おとうさんとおあさんの休みの日がちがうからです。そのかわり、となりのおばあさんに、いろいろなところに連れていってもらいます。だから、おとうさんが、「おばあさんにつれていってもらうから、いいじゃないか」といいます。おばあさんたちと行くのと、家族で行くのでは、ふんいきが違うと思います。私が中学の二年か三年になったら、おとうさんやお母さんなどどこかにつれていきたいと思います。おとうさんのすきなところ、私がどこかに遊びに行くとき、すぐ許してくれます。それにとでもきれいです。いろいろなところは、いびきをかくことです。今はあまりかかなくなりました。前ほど大きないびきです。特にお酒を飲んだ時にです。お母さんのよいところは、約束を守ってくれることです。あとユーモアのあることです。お父さんも同じで、ユーモアがあります。お父さんとお母さんがいつも

「早く起きなよー」そういういつも起こされないとダメな父、その父を起すのが弟の役目なのだ。今年中学生になったけれども、あまり弟とかわりはない。弟も、弟に起される。妹はあれを着るのだ。これを着るのだと母をこずらせる。やっと思、こんどは時間がない。とほんも食えずに家を出る。その頃になってやっと思お母さんで、ねぼろけまなこで起きてくる。おせんにつくのは、弟もよくに家を出てしまった頃なのだ。私たちの授業も始まっている頃、父はタバコをくわえながら家を出ていく。昼間は、だれもいない。夕方になると、弟が先に戸をあける。でもカバンもしまわずにすぐ遊びに行ってしまうので、また誰れもない静かな家になる。少しすると、母が買いものをした袋をかかえて帰ってくる。暗かった家に電気がつき、夕食の仕度、と仕度が終ると父が帰る、妹も帰ってくる。みんなそろっての夕食話題も小学校のこと、中学

校のこと、そして仕事場のこと、といういろいろある。その日のことがここで全部家族に知られる。そんなことがあるのかと思うことがたくさんある。この時に、私たちが家族は知らないこと、まだ行ったことのない所のことなどを、その人より多く知るのだ。だから、この夕食の時間に一人で少なくともなれば、知ることもそれだけ少ない。この夕食の時間は、家族にとってなくてはならないものとされていく。そして、私もこの時が一番楽しく、待ちどろしい時なのだ。

## 大好きなお父さん

### と家族たち

第一中学校二年 男子

ぼくの家族は、両親とぼくと、中学一年の妹の四大家族である。父は法律図書出版社に勤めている。市町村の役所や学校が主な得意先なので、毎日これらの得意先へでかける。時々会社の用事で山梨へ出張する。そんなとき、父をのぞいて食べる食事はなにかものたりない。この間も「きょうから三日間山梨へ行く」と父が言ったとたんに「また出張か」と言われた。急に寂しくなってしまう。妹も母もみんな寂しがりやになってしまった。なんとなく不安な気持ちがみんなの中に、流れこんでいくような気がした。父が出かけるとき、みんなが玄関に集って「気をつけて

- ◇しあわせを、みんなで築く 家庭の日
- ◇ことばより 笑顔が語る 家庭の日
- ◇何よりも 心がなごむ家 家庭の日

ね」という。ぼくは無事に早く帰って来てねと思う。母が「おとうさんがいないと、せいせいするでしょう」と冗談を言った。でもそんな時の母は、冗談を本当についている顔じゃない。父はでけた。そして三日目は帰ってくる。その三日の間、みんなはどんなことを考えているのだろうか。特に食事のとき、長方形のテーブルの一端に、一人分空いている席を見てどんなことを感じているのだろうか。何か寂しい気がしてくる。いつも父が、新聞をみながら、いろいろなできごとを食事の時話してくれるのである。三日目、父が帰ってきた。いつものスクーターの音で、みんないっせいに玄関に出迎えた。そして口々に「お帰りなさい」というと、父は元気に「ああ、たいま」と答えた。その姿を見て一番嬉しかったのは、だれだ。ぼくはチャット母の方を見た。その晩家族そろって、食べた食事はいつもより一段とおいしく感じた。こんなふんいきがずっと続けばと思う。